

事 務 連 絡
平成18年10月31日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第1031002号

平成18年10月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年11月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D023の(8)のイ中「TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法」を「TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第

2章第3部中

	現 行	改 正 後
D023	微生物核酸同定・定量検査	微生物核酸同定・定量検査
(1)～(7)	(略)	(略)
(8)	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査
ア	(略)	(略)
イ	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌及びクラマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものではない。	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものではない。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。
(9)～(19)	(略)	(略)